

意見陳述書

令和4年10月31日

原告株式会社王王軒
代表取締役 近藤 純



裁判所におかれましては、これまで慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。

私の思いは先日の尋問期日を含めて述べてきたとおりです。

尋問期日後に裁判所より和解についてご尽力を賜りました。私も私なりの意見を申し上げましたが、新型コロナという大変な状況のもと徳島県や保健所もご苦労があったと思いましたので、和解による解決がよいと思うに至っております。しかし、徳島県は裁判所の和解案には応じられないとのことで和解に至りませんでした。とても残念です。

新型コロナ対策で私たち飲食店は厳しい規制の対象となりました。今思うと本当にそこまで飲食店だけが狙い撃ちされる必要があったのかとても疑問です。それでも当時は新型コロナを防ぐために行政も大変だったということは理解は出来ます。

しかし、新型コロナという風評は正体が分からなかった当時だからこそ、飲食店にとっても死活問題でした。単にお店の名前を出すだけでは、あらぬ風評を招くこととなります。どうしても店名公表が必要であるとしても、あくまで感染者が立ち寄っていた時間帯のお客様に対する呼びかけであること、お店自体はクラスターなどコロナが発生したわけではなく安全であること、私も含めて従業員も含めて陰性であったことなど正確かつ必要な範囲での情報をきちんと正しく公表してほしかったです。知事の記者会見を聴いても何が必要な情報なのかさっぱり分からず、王王軒はあぶないお店という間違った情報だけが伝わってしまいます。

他方、私のお店の公表の他には、徳島県ではこれまで感染者の立ち寄りだけを理由にした飲食店の店名の公表はなされていないと思います。最近でも、コロナ

感染者が出た同業者がいましたが、店名公表はなされていなかったと思います。私のお店だけ店名を公表されたのはとても不公平だと思います。

行政の方は小規模事業者が日々どれだけ苦労して働いているのか理解していないのではないかと思います。県のために犠牲になった飲食店には、その犠牲に対してそれなりの敬意を表すべきではないでしょうか。

新型コロナについて当時以上の感染が広がっていますが、社会は既に受け入れています。当時の行き過ぎた飲食店いじめについて今からでも見直しがなされるべきですし、行政がそれをしないのであれば、司法が正すべきだと考えます。

あの時は、パニックだったから仕方なかった、というのであれば、危機的な状況での人権侵害は何でも許されてしまいます。司法が歯止めをしっかりととして頂きたいと思います。

店名公表から2年が経ちました。今、現在、私のお店、石井店とも少しずつ元の経営状態に戻りつつあります。

しかし、石井店の店長[]に関しては、コロナ感染者立ち寄りによる店名公表での後遺症で[]になり、時に私に助けを求めてきます。

この事は事実ですし、このように知事さんに同意なき店名公表をされたために精神的にも弱りはてている人間もいることを知ってほしいです。

私は新型コロナによる飲食店いじめに対しては毅然と最後まで闘っていきたいと思います。

